

社会保障改革推進懇談会（第4回）議事要旨

1. 日 時：平成21年6月18日（木）9時57分～11時16分

2. 場 所：内閣府庁舎別館2階第1会議室

3. 出席者：吉川座長、阿藤委員、大森委員、清家委員

内閣官房副長官（政務・衆）、内閣府山田大臣官房審議官、
厚生労働省草野職業能力開発局長、厚生労働省間杉政策統括官、
文部科学省磯谷児童生徒課長

4. 議事概要

○吉川座長 では、時間まで少しありますが、皆様方おそろいですので、ただいまから第4回社会保障改革推進懇談会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変ご多忙中にもかかわらずご出席賜りまして、ありがとうございます。

本日は、本懇談会の報告書案のとりまとめを行いたいと考えております。今までのご議論を踏まえまして、報告書案を作成いたしましたので、まず向井参事官からご説明いただきたいと思います。お願いします。

○向井参事官 まず、報告書案に入ります前に資料を確認させていただきます。資料1が少子化関係の資料でございます。資料2が、報告案の概要でございます。資料3が報告そのもの。それから、吉川座長の提出資料が別途ございます。

それでは、まず資料1につきましてご説明いたします。

資料1は少子化・次世代支援対策につきまして簡単にまとめたものでございます。もう既にご案内のことばかりのあれでございますけれども、少子化の基礎的な資料をその後ろにつけてございますが、社会保障国民会議でもそうでございますし、6月15日に出ました安心社会実現会議の報告におきましても、少子化というのは静かなる有事というふうな表現がされておりますけれども、もうまさに待ったなしということで。これまで補正予算とかでもいろいろ措置されておりますけれども、やはり抜本的拡充するに当たりましてやはり少し考え方を変えていかないといけないのではないかという問題意識からスタンスが述べられてございます。

まず、基本スタンスといたしまして、サービス提供者中心の行政からサービス利用者中心の行政へと。ある意味これまでの保育サービスというのは基本的には8時間ということでありまして、それに延長あるいは休日あるいは病児というふうな一種提供者の側の提供するものに利用者、女性が合わせるというふうな感じでございましたけれども、これからはやはり女性のニーズ、男性もあります、ニーズに合わせる、そういう意味でのサービス利用者中心の行政へ変えていかなければならない。

2番目といたしまして、そのニーズに十分に答えるサービス提供体制をつくっていかねばならないのではないか。

それから、3番目といたしまして、やはり少子化対策、これまでどうも議論する際にこういう家庭がいいとかそういうやや一種道徳的、あるべき論が邪魔になっていた部分があるのではないかと。どういう母親がいいのかとか。ところが、今やまさにそういうことを言っている状態ではないのではないかと。やはりこれからまさに子どもをもうける世代のマインドとかニーズを把握して、それを満たすような政策をとっていかなければならないのではないかとということでございます。

それで、新たな次世代支援システムというのは社会保障国民会議でも言われておりますけれども、せっかく新たな次世代システムをつくる場合に、これまでの措置的な考え方がらっと変える必要があるのではないかと。まず、すべての児童が支援サービスを受けることができる制度。要するに保育にかけるという要件になっているのかなっていないのかわからないような要件ではなくて、すべての児童が支援サービスを受けることができる制度。

それから、利用者ニーズ、夜間、休日保育、病児保育、それから保育と教育の同時提供、それから各種NPOを中心としたようないろいろな先進事業ございますけれども、そういうふうなもの。それから、小学生への拡大等に合ったサービスを提供していく必要があるのではないかと。

それから、利用者が基本的にはサービスを選択し、サービスの提供者と直接契約をする必要があるのではないかと。いわゆるレディメイドサービスからオーダーメイドサービスへということだと思います。

それから、利用者のニーズに合ったサービスを提供できる者をやはり支援すべきであると。

それから、サービス提供者の多様化と提供主体ごとのイコールフットINGの確保ということで。サービスの提供者も今の典型的な市町村、社会福祉法人ということだけではなくて、やはりいろいろなNPOとかあるいは株式会社も含めて提供者の多様化とイコールフットINGが必要であろう。

それから、常に株式会社みたいなものを入れる場合に問題になりますのは、やはり株式会社みたいところはいつやめるかわからないとかそういう批判が必ず社会福祉法人側から出てくる。そういうことをやるためにはやはりサービス利用者を保護するためのサービス提供者の廃業規制、あるいは破綻処理制度、これは典型的な金融機関に今現在ありますけれども。やはり参入する以上は、例えば廃業する前には利用者を似たような施設に入れないと廃業できないとか。あるいは破産することに備えまして、そういう保育事業をしている部分につきましては区分経理した上で先取り特権をつけるなり何なりのそういうふうなことを検討されてしかるべきではないかと。これははっきり言いまして、保育だけではなくて、ある意味介護でも本当は必要なものかもしれないということでございます。

それから、基本的には利用者が判断できるようにサービスの内容、経理内容等の情報公開を徹底してやる。それから、第三者による評価をやっていく。

それから、サービスの良し悪しを、今基本的には一種規制といいますか、面積何メート

ル以上とかどういう人を何人つけるというふうな行政によって行われているわけですが、むしろそこで行われているサービス内容とかそういうものを公開することにより、利用者が判断できるようにしていくということだろうと。

それから、地域の実情に応じた規制緩和ということで、これは要するに今の保育所を規制緩和しろというのではなくて、次世代支援システムにおいて補助金なるのかどういふような形になるのかわかりませんが、そういう受給、公的な支援が行われるそういう保育サービスをする施設についてはもう少し規制緩和していいのではないかと。

最終的にはやはり子どもを持つすべての家庭の支援の強化ということが必要ではないかということでございます。

続きまして、報告につきまして簡単にご説明させていただきます。資料3に基づきましてご説明申し上げます。

目次を見ていただきますと、まずはじめにということで。その後、2といたしまして社会保障国民会議の報告を実現に向けた成果ということで、これまで中期プログラムあるいは各種予算、当初予算・補正予算等によりましてもう既に社会保障国民会議報告が実施に向けて着実に進んでいるということでございます。そして、3が、さらなる改革の前進に向けてということで、5つの項目。子育て支援制度のもとでの給付・サービスの抜本的拡充。それから、職業能力開発の機能強化と介護人材育成戦略、それから子どもを守るセーフティネット機能の強化、それから社会保障制度への信頼醸成と国民合意の形成。あと、おわりにと、こういう構成でございます。

めくっていただきまして、まずはじめにということでございますけれども。社会保障改革推進懇談会がこれまでやってきたこと等を書くとともに、このとりまとめを行った意義を書いているものでございます。

2の社会保障国民会議の報告の実現に向けた成果でございますけれども、まず、中期プログラムにおきまして、社会保障の機能強化の工程表ということで、昨年12月に閣議決定されましたいわゆる中期プログラム。これそのものが社会保障の国民会議の中間報告、最終報告に描かれた姿をもとに作成された工程表というのがついております。この工程表が今後の社会保障制度改革の検討の軸と位置づけられております。

この工程表に従いまして、平成21年度の補正予算等により、後に述べておりますような改革が実施されるとともに、現在いわゆる2009骨太の原案におきましては、この工程表で示された諸課題に関して2011年までに実施する重要事項とか、2010年代半ばに向けた取組の方向が示されております。

まず、共通事項といたしまして、骨太原案におきましては、社会保障番号・カードを2011年度中を目途に導入するというもので、それに向けた実証実験等を行うことと書かれております。

それから、年金につきましては、基礎年金国庫負担割合2分の1法案、審議中でございますが、の附則におきまして、基礎年金の最低保障機能強化等についての検討規定が盛り

込まれてございます。

それから、医療・介護の分野でございますが、医療につきましては地域医療再生のための5年間程度の基金を都道府県に設置するというのが21年度補正予算で行われております。そのほか、医療機能連携のための施設とかIT基盤の整備等と、そこに書かれておるようなことが既に補正予算等で行われているということでございます。

介護につきましても、21年度の補正予算におきまして、特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム等の緊急整備を進める。あるいは、2009年度のプラス3.0%の介護報酬改定によります処遇改善。さらに、21年度補正予算におきまして、介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対する助成等が行われてございます。

次に、少子化対策でございますが。安心こども基金等によりまして、保育所とか放課後児童クラブの整備、家庭的保育、小規模保育などの提供者の多様化・供給拡大を進める。あるいは、平成21年度補正予算におきまして、一時預かりサービスの利用助成と普及、地域子育て支援拠点等の基盤整備など、すべての子ども・家庭を対象といたします子育て支援サービスの整備を進める。あるいは、21年度の補正予算でございますけれども、社会的擁護等の特別の支援を必要とする子どもたちへのサービスを拡充等が行われてございます。

それから、工程表に示されなかった分野でも社会保障国民会議が求めました機能強化の取組は着実に実施されてございます。

まず1番目に、非正規雇用者への雇用保険の適用拡大ということで、中間報告におきましてセーフティネット機能の強化のための非正規労働者への社会保険の拡大を早急に進めるべきとしたことを踏まえまして、雇用保険法の一部を改正し、雇用保険につきまして受給資格要件の緩和とか、給付日数の暫定的な充実、適用基準の見直し等を図ってございます。

職業能力開発施策の充実に向けた工程表につきましても、最終報告で工程表の作成を求めたことを踏まえまして、厚生労働省は職業能力開発施策の充実に向けた工程表を公表してございます。

4ページでございますが、さらなる改革の前進に向けてということで、社会保障改革推進懇談会は、フォローアップを行うと同時に、少子化等の論点につきまして議論を行ってございます。

まず、1番目としまして、新しい子育て支援制度のもとでの給付・サービスの抜本的拡充でございます。社会保障国民会議の最終報告で、少子化問題は将来の我が国の経済成長や年金を初めとする社会保障全体の持続可能性の根幹に関わるという点で、最優先で取り組むべき待ったなしの課題であるとされております。

また、第三分科会の中間とりまとめでは、少子化対策を将来の我が国の担い手を育成する未来への投資として位置づけて、我が国の家族政策関係支出が諸外国に比べて非常に小さいことから、国が責任を持って国・地方を通じた財源の確保を行った上で、大胆かつ効果的な財政投入を行いというふうに指摘されてございます。

社会保障改革推進懇談会におきましては、こうした考え方に沿って抜本的に拡充する必要があるのではないかということで、1 番目としまして、守るべき基本姿勢ということで。社会経済構造の変化に伴い、家族や地域社会の姿も大きく変容を遂げておりますが、社会保障制度が特定の家族・地域社会モデルを前提とすることが難しくなっているのではないかと。今政府に求められているのは、まさに多様な価値観、ニーズに対応するようなサービスを抜本的に拡充することであろうということです。

すべての女性・男性のための新しい子育て支援制度の構築に当たっては、これから子どもを産み育てることを望むあらゆる世帯に対応して、利用者目線に徹するという事です。

その1、サービス提供者中心の行政からサービス利用者中心の行政へ。

その2、サービス利用者のニーズに十分に応えるサービス提供体制へ。

その3、これから子どもを産み育てる世代のニーズの正確な把握に基づく政策へということでございます。

次に、新たな制度体系の構築に向けてということで、新しい子育て支援制度の目標は、やはりすべての子どもが支援サービスを受けられること、利用者のニーズに合ったサービスを提供すること、女性でも男性でもひとりで子育てできること、ということでございます。

この点、サービスの良否、適否を判断するのは最終的には利用者であること。それから、国・地方公共団体は利用者のニーズに合ったサービスを提供できる者を支援育成することが重要である。さらに、このため、利用者がサービスを選択し、サービス提供者と直接契約をする、あるいはサービス提供者の多様化と提供主体ごとのイコールフットINGの確保。それから、利用者が判断できるようなサービス内容等の情報公開と第三者評価の徹底。地域の実情に応じた規制緩和等について、制度的担保が必要であるということでございます。それから、サービスの利用者を保護するためのサービス提供者の廃業規制とか破綻処理制度についても検討すべきであるということでございます。

少子化・次世代育成支援対策は、まさに将来の担い手である子どもたちの健全な成長を目的とした先行投資ということでございまして。

年金・医療・介護といった高齢者関連施策にかかる給付が、特段の制度改革を行わなくても高齢化の進捗とともにいわば機械的・不可避免的に大きくなっていく性格を持つのに対しまして、少子化・次世代育成支援にかかる給付の規模はまさにこの分野にどれだけの資源を投入するかという国民合意。政策選択によって決まります。その意味で、少子化・次世代育成支援対策は高齢化を背景とする他の社会保障制度改革とは性格が異なります。中期プログラムにおいて述べられております社会保障の費用の区分経理や、安心社会実現会議において提言されている社会保障勘定の中でも、少子化対策部分については、他の社会保障の費用とは別に区分することも考えられてもいいのではないかとということでございます。

次、職業能力の開発と介護人材育成につきましては、川本参事官のほうからご説明願

いします。

○川本参事官 では、2と3については私のほうから説明させていただきます。

まず、2の、6ページ、職業能力開発の機能強化という項でまとめさせていただいております。第2回の本懇談会でこの問題については集中的に討議をさせていただきました。基本的な考え方といたしましては、国民会議の最終報告にも指摘されておりますように、社会保障制度の持続可能性の一番のもとになる雇用を通じた所得確保という上で、現在の求められている大きな柱として、能力開発の強化ということが国民会議の報告でも指摘をされているということでございます。

先ほどご紹介ありましたが、安心社会実現会議のほうでも、雇用を軸とした安心社会という概念が打ち出されておまして、それがこれまでは企業内の職業能力開発ということを中心に日本のシステムは回ってまいりましたけれども、だんだんそれがそれだけでは支えきれないという状況になってきておまして、公共的な職業能力開発の役割というのがますます求められるという大きな流れでございます。

いかように能力開発施策を強化していくかということで懇談会で議論していただきまして、6ページ、7ページに2つの大きな柱ということで提言をまとめております。(1)が職業能力開発の投資効果の改善ということでございまして、これは能力開発、一定の社会的コストをかけながらいろいろな立場におられる職を求められる方の能力を高めていくという訓練を行うということでございますが。これが実際にどのような効果を上げているのか、そういったエビデンスに基づきまして、さらなる投資効果が上がるようなプログラムに不断に変えていくということが重要だろうというのが基本的な問題意識でございます。

この(1)の3つ目のパラグラフにございますが、今回新たなそういった投資効果の検証の取組といたしまして、厚生労働省にお願いをいたしまして、一定の前提を置いた推計作業をしていただきました。そこでは、このパラグラフにありますように、1,670億円の国及び都道府県が実施しております公共職業訓練の社会的なネットのプラスというものが生み出されているということが明らかになったということで、全体としてやはり非常に大きな社会的なプラスを生んでいるということが改めて明らかになったということでございます。

今後ということで、これは6ページの一番下のパラグラフでございますが、今回の推計というのは非常に一般的、概括的、全体の離職者訓練の効果ということで出ておりますが、それをさらにきめ細かに行うということで、具体的に実際に行われている個々のプログラムの改善ということに生かしていただきたいというのが提言でございます。

具体的に言いますと、ここにありますように、実際にはデータ収集も充実をさせまして、訓練を受けた方の就職しているかどうかというだけではなくて、どういう職種に就いているか、あるいは賃金はどれぐらいあがっているかといったようなところまでデータを集めていって、さらにPDCAに役立つような分析を進めていくということが必要ではないかということを提言しております。

7 ページでございます。2 つ目の能力開発の強化の柱といたしまして、(2) というところで地方における人材育成体制の整備ということを挙げております。これは国民会議の最終報告でも1 つの重要な視点として打ち出されている部分でございます。地方における人材育成体制、これは当然ながら、国と都道府県がこれまでも役割分担を決めながら、国は全国的な雇用対策の観点から地域を越えたセーフティネットとしての施策、あるいは国でなければできない高度・先進的な職業訓練、こういったことを行っているということでございます。これが最初のパラグラフでございます。

一方、都道府県は、地域の産業のニーズにきめ細かく対応した対策を実施しているということでございます。

そういう体制でございますけれども、2 つ目のパラグラフにあります、こうした国と都道府県の役割分担については、二重行政の弊害を避ける点で大変重要でございますが、形式的な役割分担に拘泥しすぎて実体面での必要な連携がなされていないということはあってはならないということでございます。こういった点に今後の地方における人材育成体制の課題があるのではないかと。大きな政策目的の達成に向けて、国と地方が対等・協力の観点から連携の実をあげていくということを目指すべきではないかということでございます。

実際に県のほうの目から見ますと、国の独立行政法人の施設あるいは自前の施設、あるいは職業高校ですとか高専あるいは大学などの教育機関といった人材育成にかかわっている機関というのは大体かなり共通の育成を、プログラムを実施しているということでございまして。かつ、実際に産業の誘致ですとか、あるいは現地の中小企業ですとか、そういったところの人材ニーズに応えた育成をしていかなければいけないということで、いかにそういった多様な関係機関を連携させて実効をあげていくということが求められるかということでございます。

具体的には、7 ページの一番下のパラグラフに提言ということでまとめておりますが。全国的な観点からの能力開発の実施の一方で、地域の特性に根ざした特色のある連携といったものを図っていく。例えばということで、現在、8 ページのほうにまいります、さまざまな連携の仕組みが各都道府県でそれぞれ試みられておりますが、その連携のレベルを知事のリーダーシップのもとでの枠組みとするなどで強化をしたり、あるいは人材育成サービスのワンストップ化、利用者の目線からのポータルサイトの設置、あるいはさまざまな育成プログラムが同時に走っておりますので、その相互調整、こういったものが円滑にいくような体制を地方においてつくっていくということが大事ではないか。国としても、その環境整備に協力していくということが大事ではないかということを提言させていただいております。

次に、3 の介護人材育成戦略でございます。これは、基本的な問題意識といたしましては大きく2 つございまして。1 つは、現在景気後退に伴いまして、大量に処遇を求める方々がいる一方で、他方介護分野では人が大事なサービスでございますが、十分にニーズ

に合った、量、質のニーズに合った人材が不足感が著しいということで、こういったミスマッチが現在生じていて、そこにやはり政策的に強化をしていく大きなニーズがあるのではないかと考えています。それが1つでございます。ある種ピンチをチャンスにといった問題意識。

それから、もう1つは、介護サービス、言うまでもなく、人が決め手のサービスでございますけれども、主要な政策手段としてはこれまで介護保険の介護報酬の設定というのが主要な政策手段でございますが、そこが1つは実際の現場の働く方々の処遇条件に実際に反映されるか、そこで人を引きつけられるかという問題がございます。そこは必ずしも直接的ではない。それからさらに、その処遇がよくなるということが最終的な介護サービスの質の向上につながるかという点、これについてもやはり必ずしも直接的ではない。こちら辺がこの介護人材の育成戦略の課題ではないかということで、4つ柱として提言をまとめさせていただいております。

8ページの下の方にあります。まず、(1)が介護報酬引き上げと処遇改善についてということで、これについては既に介護報酬制度の改定、報酬の改定ではプラス3%の改定ということで取組が進んでおりますけれども、それがまず現場の賃金にどうやって結びついていくのかということでございます。これはやはりエビデンスベースということで、9ページの上の方にまいりますけれども。過去の事例も含め、介護報酬水準と賃金水準の相関関係について定量的なデータを分析し、課題を明確にして、さらに必要な政策提供対応を講ずるといったことが必要ではないかということでございます。

それから、(2)でございますが、先ほどの報酬制度から賃金などの処遇条件の改善につながっていく道筋というのが必ずしも明確ではないということで、そこに介在している重要な問題として、介護施設の経営の問題があるのではないかと考えてございまして。そういった結びつけていくための経営の改善といったことにも取り組む必要があるだろう。

1つの重要なポイントとして、(2)の2つ目のパラグラフにあります。近年徐々に進みつつある介護事業者の会計等の経営透明化を一層進めることも有効であろうということで、経営の透明化ということを提言させていただいております。

(3)でございますが、介護労働者の処遇向上と介護サービスの質の向上ということで、もう1つの重要なつながりである処遇向上をいかにサービスの質の向上につなげていくかと、これもやはりエビデンスベースということで、もともと元来介護サービスにおける質というのはどういうものなのかということを明確化あるいは標準化する試みから始まって、それとそれを実際に働く労働者の資質の問題ということで、どういった資質が必要かということにつなげていくといったような、①から④に挙がっておりますようなさまざまな課題を解決していく必要があるということでございます。

最後に、(4)でございますが、さらに先ほど職業訓練の話が出ましたが、こういった必要となる人材ニーズに適合するような、サービスの質の向上を担うような職業訓練といったものも強化していく必要がある。特に、マクロ的に言いますと、国民会議で提

示した将来の介護のサービスの供給の姿というのがあるわけですが、マクロ的にいいますと、新卒者だけではとてもこの人材のニーズ、量、質ともに充足できないということでございますので、離職者、特に今製造業を中心として出ている離職者の職業経験を生かしたようなプログラムを強化していくべきであるというようなこと。あるいは、在職者の専門性を高める。③にありますように、さらに質の高いサービスに向けた大学や大学院などでの調査研究活動、こういったものも強化すべきだということで、総合的に取り組む必要があるという提言をまとめさせていただいております。

以上でございます。

○向井参事官 続きまして、子どもを守るセーフティネット機能の強化でございます。今繰り返されます児童虐待の問題でございますが、児童虐待は子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長・人格の形成に重大な影響を与える。あるいは、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼす重大な問題であるとの認識のもとに、国及び地方公共団体が児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うとする児童福祉法の原理に立ち返り、国・地方公共団体が責任を持って整備・維持すべき子どもを守るセーフティネット機能について、制度の再点検を行ってございます。

児童虐待相談対応件数は平成12年度以降大幅に増加しておりまして、平成19年には4万件を超えてございます。また、平成17年から市町村も児童虐待の通告窓口となっておりますけれども、市町村における相談受付も5万件を超えてございます。そういう意味で、もはや児童虐待は例外的な事件ではなく、身近に起き得るものととらえて対策を講じる必要があるということでございます。

次に、不十分なセーフティネット機能ということで、児童相談所に関しましては、その職員配置が担当区域の人口を基本的な基準、人口おおむね5万から8万としておりますが。虐待相談を含む相談件数を反映していないこと、あるいは都道府県における人事異動等のため職員の専門性が確保されていないなど、そういった課題が指摘されてございます。

また、17年4月からは市町村が第一義的な児童家庭相談窓口となったところであり、努力義務とされております子どもを守る地域ネットワークにつきましても94.1%の設置が行われておりますが。主たる相談窓口に従事する相談担当職員のうち、専任の割合は40%ぐらいということでございます。そういう意味で十分な体制がとられてはいないということでございます。

次に、児童相談所の機能強化等の児童虐待防止対策の強化でございますが。まず、虐待を受けた子どもの早期発見・適切な養護ということで。児童相談所における児童虐待防止対策に加えて、児童養護施設等における社会的養護体制についても、量的・質的な拡充を進める必要があるとしてございます。

まず、児童相談所・市町村の相談体制の強化でございますけれども。児童相談所につきましては、相談件数の増加、内容の困難化等から、虐待事例につきまして初期の緊急対応で手いっぱいとなっているということでございます。本来行うべき子どもの自立支援、家

族再統合に向けた親子の支援まで手が回らない状況になっております。したがって、国は、児童福祉司1人当たりの担当事件件数といった実効的な最低基準を示すなど、必要な職員体制の確保のための措置を講じる必要があると。

それから、市町村の相談体制につきましても、小規模な市区町村におきまして、人事ローテーションの関係上、専門性の確保が大変難しいということをございまして。例えば児相の職員を出向させるとか、都道府県単位での専門職の採用と、そういうふうな工夫が求められております。

この点、児童相談所や市区町村の人権費というのは一般財源に依拠しておりますけれども、少子化の抜本的拡充の際に、児童虐待防止対策もその一部に組み込むと。まさに少子化対策の一部であるという位置づけによりまして、相談体制の抜本的強化を図るべきであると。

それから、教育機関との連携強化でございますが。虐待を受ける児童が通学する幼稚園、小中学校等の教育機関におきまして、虐待の徴候が発見される場合もございます。しかしながら、対応がおくれたために事件が発生してしまうという事例も散見されます。

この点、児童虐待防止法は、学校の教職員が児童虐待を早期に発見し、その他の児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講じるものと定めてございますが。もはや児童虐待は学校単位で発生する可能性は十分にあるというそういうことを前提といたしまして、教育機関におけるより積極的な取組が求められております。

既に文部科学省では教育関係者への周知・研修に取り組んでおられるところでございますけれども、児童虐待事件が発生した場合、学校等の教育機関における不適切な対応が疑われるときには、教育委員会が調査して結果を公表するとか、あるいは一般教員に対して研修を義務化する等の取組が必要であるとしてございます。

それから、児童養護施設等の社会的養護施設の拡充でございますが。児童福祉施設に入所している子どものうち、虐待を受けた子どもの割合は非常に高く、これらの施設はいわゆる事後対応の受け皿でございます。こちらにつきましても、少子化対策の抜本的拡充の一環として、量的拡充を進めるとともに、現行の最低基準の改善を図る必要がある。特に、一時保護所につきましても、現在準用しております児童養護施設の最低基準とは別に、新たな独自の最低基準を設けることを検討すべきである。また、里親制度の普及に必要な措置についてもさらに検討を進める必要があるとしてございます。

それから、虐待を受けた子どもは長期にわたり困難が形を変えて持続しますので、長期的・継続的な支援ということで、子どもを守る地域ネットワークの機能強化を図ることを通じて、そういった長期的なケアマネジメントの確立を急ぐ必要がある。

それから次に、虐待を予防するために子ども・家族に対する包括的な支援でございますけれども。発生予防施策の在り方の検証ということで。子ども虐待対応の手引き（厚生労働省通知）で、子どもの虐待が生じる家族は、保護者の性格等々の、多く多様な問題が複合、連鎖的に作用し、構造的背景を伴っているという理解が大切であると。放置すれば循

環的に悪化するというようなことが書かれてございますが。児童虐待を家族の複合的・構造的問題ととらえて、積極的介入型の援助が必要としております。ただ、実際に行われている現行施策は、そういう意味では情報提供的なサービスの側面が強く、そういういわゆる積極介入型というのが非常に少ないということでございます。

こうした児童虐待の要因としての保護者の幼少時の体験、あるいは現在の経済問題等々につきましては、現行の発生予防の施策では解決されません。虐待問題を抱える家族はみずから援助を求めようとしない場合が多いということでございますので、来所型相談機関の整備ではなかなか予防できないということでございます。そういう意味ではこういう積極介入型の施策をやはり少子化対策の抜本的拡充の一環として行っていくということだろうということでございます。

それから、次に、地域住民を支える地域包括ケアシステムでございますが。地域包括ケアシステム、現在も既に4,000カ所整備されてございます。本来地域包括ケアシステムは保健医療・福祉サービスを包括的に提供するというものでございますけれども、現実にはどちらかというと高齢者を対象とした施設という感じで、児童、障害者、生活困窮者を包摂したシステムはいまだ構築されていないといっているということでございます。

保健医療・福祉サービスの体系は複雑でありまして、利用者はこれらのサービスを十分に活用するためには、日常生活圏におけるマネジメントサービスの提供が不可欠ということで、例えば特定の市町村における地域包括支援センターの機能を強化して、児童や生活困窮家庭に関するケースワークを担当する職員を配置するなどのモデル事業を活用して、子どもや子育て家庭を含めた地域包括ケアシステムの在り方について早急に検討すべきであるとしてございます。

次に、5番目といたしまして、社会保障制度への信頼醸成と国民合意の形成でございます。安心社会実現会議の報告を引いておりまして、負担を合意形成するためには、まず国民の政治とか行政への不信を払拭することが必要であるということで。その手段といたしまして、社会保障番号／カードの導入、あるいは社会保障ハンドブックの作成、配布、あるいは初等中等教育での社会保障の意義・役割についての教育ということを検討するということが書かれてございます。

1961年の我が国の皆年金・皆保険が50年という節目を迎えるということでございますので、やはりこういった社会保障番号・カードや、社会保障ハンドブック等によりましての国民への説明・広報に尽力すべきであろうと。社会保障番号・カードは骨太2009において2011年度を目途に導入としております。社会保障ハンドブックにつきましても、2010年までに試行的に作成し、国民皆年金・皆保険制度50周年に当たる2011年までに全国民に配布すべきというふうに時期を明示して書いてございます。

15ページ、終わりにでございますけれども。そういう意味では社会保障国民会議の提言というものは着実に進捗しておりまして、この会議の中間報告・最終報告は、今後の社会保障制度改革の基礎として広く認知されてきたということでございます。

しかし、最終報告でも述べられているように、社会保障と国民のかかわりに終わりはないわけでございまして、国民の声を広く取り入れて、運用面の改善、制度改正への取組について不断に見直していくことが必要であるということです。安心社会実現会議の報告にあります、安心社会実現本部の設置、こういう本部が社会保障改革についての推進役となることにより、引き続き、社会保障国民会議の提言が速やかに実現されていくことを期待するというふうなことを書かれてございます。

以上でございます。

○吉川座長 どうもありがとうございました。

それでは、早速委員の先生方から、本報告書とりまとめですので、一言ずつご発言いただければと思います。年齢順、五十音順、アルファベット順いろいろありますが、五十音でいきますか。阿藤先生から、どうぞ。10分弱ぐらいでお願いできればと思います。

○阿藤委員 報告書の構成で、少子化の問題を最初にもってきていただいて、さらに少子化対策というのは社会保障の基盤に当たるもので、そういう意味ではここでは何か別勘定のような形で書いてございますけれども。私個人の意見としては、必ずしも社会保障という枠内におさまるだけのものではないということで、天下国家にかかわるといって大げさですけども、本当に社会国家の基盤に当たるものなので、そういう位置づけが本来は必要だろうと思いますが。なかなかそこまでは言いきれないということで。それでもこういう形で書いていただいたということは評価したいと思っております。そういう意味で、少子化対策の部分は今回の議論ということでいえば一応こんなところかなという感じがいたします。

若干子どもの虐待のところの書きぶりで何カ所か気になるんですけども。1つは、例えば12ページの下の方の段落ですね。この児童虐待の問題は少子化対策の抜本的拡充の一環としてというような書きぶりをしてあるんですが、やや違和感を感じるのは、恐らくこれ次世代育成支援というふうに言えば、これはストンと腑に落ちるんですが。少子化対策というとはやはり子どもを暗にふやすというようなこと、正面から言っていないんですけども、そういうニュアンスの政策を含意しています。児童虐待というのはやはり今いる子どもの福祉の問題ということで大変重要なのですが、そういう意味では、次世代育成支援のほうがびったりくるのかなということで。2カ所ぐらいそういうところがあるんですけども、その辺は少し書きぶりを変えられたほうがいいかなという感じがいたしました。

それから、やはりこの児童虐待の問題というのは本当に結構新聞によく載る話で、私も社会保障審議会の児童部会に属していて、以前に児童相談所にいる職員の勤続年数というのを見たら、せいぜいみんな四、五年とか非常に短いんですね。いろいろ議論していたら、非常に専門家が少ないということが分かりました。結局ローテーションで回ってくる職員が何年かやって帰っていくと、そういう何か日本の、ほかの分野は別にしても、この分野についても専門家というものをどういうふうに位置づけるのか、そこのところが日本の場合ちょっと欠けているのかなということを感じています。

こういうふうに書いていただきましたけれども、もう少し具体的に何か先が見えるような形にならないのかなと。例えば大学のそういう福祉、心理の関係の人材養成は拡充されているんですけども、そういう人の受け皿が本来そういうところがもっとあっていいはずなんだけれども、なかなかそこは就職としては狭き門だし、その人たちの処遇が将来どうなっていくかも余りわからないという状況ではないのか。

何かそういうことで、結局市町村の行政官の使い回しという形で行われている部分も相当大きいのではないかと。何とかこの辺打開策はないものかということを感じています。

それから、もう1つは、やはりこの問題の根本は日本社会の持っている家族観、親子観というか、やはり親子のジュウタイが強すぎるとよくいわれる。自殺の問題でもアメリカにいる日系人の母親は子どもを連れて自殺をするという。これは西洋社会から見ると犯罪だという位置づけになる。日本の場合それは当たり前だと多くの人が思っている。

ということは、つまり子どもというものは親のもの、家族のものであって、なかなか子どもが社会のものだということになりにくい。言い換えれば、本来の児童人権の精神からいえば、子どもの人権というものが中心にあるべきなんだけれども、どうもそうならないところがある。例えば13ページでいう積極的介入型の援助というのは非常にしにくいという。みんながもう気がついているのに、結局最後は親に任せてしまうという、そういうところが日本の場合そういう悲劇を生んでいるのではないかなというところがある。

ここも一種の価値観、文化の問題でもあるので簡単には難しいんですけども。やはり子どもの人権条約を結んでいることもあって、個人的にはもう少し強い立場でこの辺介入型を強めてほしいなということは常々感じています。この辺の書きぶりも、ですから、この程度でいいのか、あるいはもう少し強く書くべきではないかという気持ちは若干ございました。

以上でございます。

○吉川座長 どうもありがとうございました。

それでは、大森先生。

○大森委員 会議のときからずっと一貫していることなんですけれども、社会保障は政府、国と自治体がどういう考え方で何をやるかという公共哲学の基本に当たるようなものではないかと思っていまして。パブリックフィロソフィーの、要するに私どもは再構築というか、あるいは一部ほころびが制度上起こっていることについて修復するということで、全体としてどういう改革方策が望ましいかということを一環して言ってきたのではないかと思います。

それで、今回の報告書で、今阿藤先生ご発言ございましたけれども、私は今回の報告を読みまして、ある種パラダイム転換をしたのではないかと思っているぐらい重要な文章ではないかと思っていまして。阿藤先生のご努力は、若干今ご不満の旨はありましたけれども、今回のこの報告書は非常に大きな意味を持つような報告書になったのではないかと印象でございます。

それで、一言ぐらい子どもの人権というような言葉が入ったほうがいいかなというふうに私も思いましたけれども、十分パラダイム転換の方向を打ち出せたのではないかと思います。

それから、介護のほうについては、今までも議論しましたし、2025年に向かってあるべき姿を描いてシミュレーションもいたしましたし、それに向かって全力を挙げて実現の運びになるものと期待していますし、それが中期プログラムに結実したということは非常に大きな出来事だったと思います。政権がどうなるかが、この道筋で何とかして実現していきたいなというふうに思っています。

今回相当程度財政出動したものですから、1つだけ介護のほうをお手伝いしている人間としては気になる点がございまして。ひとたび税というか公費のほうで相当カバーして、報酬を抑制するという措置をとりまして、今回3%プラス2%になっていますので、そうすると3年後のことが心配になりまして。ということは、現場のほうは一回こうやって公費が入って抑制基調になりますと、次の報酬を上げるときに必ずこの問題が大きな問題として浮上するということは避けがたくなる。そのときに、社会保険の方式をとっていることの意味がなかなか言いにくくなる事態でして。最近の報道を見ますと、やたら負担を強いる強いると言うんですよ、報道機関が。NHKを含めまして。私は強いっているのではないと思っていますけれども、やはり社会保険で基本的な制度を組んでいるということについて、もう一回原点に立ち返って国民に向かって、住民に向かってきちっと解き明かしていかないと難しくなるんじゃないか、若干の心配であります。もしかしたら、ひとたびこうやってやりますと、国の持分が前に戻らなくなるのか、ちゃんと戻す話になるのかということも含めまして、財源の在り方全体が問われることが間もなくくるんじゃないかと思っていまして。若干そのことが心配です。

それから、最後に、私が今回社会保障国民会議のほうのメンバーになった肩書きは、地域ケア政策ネットワーク代表理事になっていまして。それで、ちょっとこのところに書かれていないことで、実は地域包括ケアとか地域、現場のことで1つだけご紹介申し上げたいことがございます。

実はこのネットワークでは今何やっているかという、1つは介護保険事業の政策評価について市町村を支援するということをやっています。自分たちの位置がどうなっていて、どういうことに問題点があるかということが見抜けるようなそういう手法を開発して提供すると。

もう1つ、これ一種の国民運動なんですけれども。急速に認知症問題が重要でして、介護の現場で、医療でもどこでもそうなんですけれども。私どものネットワークは100万人、認知症のサポーターメイト100万人というスローガンを掲げて今までふやしてきました。実は当初5年間でやるつもりで、もう既に4年たちまして、実現いたしました。100万人の認知症サポーター。これが地域や自治体や、なんと職域でありまして、消防とか警察とかあるいは銀行とか、比較的皆さん方が非常に強いご関心で。これは学習会を開きまして、

基本的な認知症の理解をしてもらった上で、地域で一刻も早く認知症の方々が発見できて、その方々に対していろいろな支援の手が差し伸べられるようなそういう仕組みみたいなものをどうやってつくっていかれるかということでございますので。日本の将来にとって比較的深刻になり得る、今まで余りきちっと対応ができなかった認知症問題について、現場からどうやって国民的な合意をつくり出していかれるか。

そういう運動をやってみますと、捨てたもんじゃありませんで、意外と皆さん方は関心を寄せてくださって、一所懸命いろいろ学習会をつくってくださっている。そういうことについてもそういう基盤があるということにある種の確信を持ちつつ、全体のシステムの再構成を実現していきたいと、そんなふうに思っています。

以上でございます。

○吉川座長 どうもありがとうございました。

では、どうもお待たせいたしました。清家先生。

○清家委員 3点申し上げたいのですが。1つは、社会保障国民会議の提言が出た後にこの懇談会が設置された目的というのは、ともするとああいう国民会議等の提言であるとか報告書は、提言しっ放しになってしまうようなことが多いので、それが着実にどう実現されたかを確認しようという意味でこの懇談会が設置されたわけです。その意味で、今回この目次にあるような成果というものがきちっと書き込まれているということは、私はとても大事だと思っております。特に国民会議の提言以降、短期間の間にこのように成果が上がっているということは、強調してよいことだと思います。

特にその中で、私は自分の担当した分野が雇用と年金の分野でしたので、3ページのところにあります、非正規雇用のセーフティネットを拡充してほしいということと、能力開発が重要だということを提言で強調しましたので、雇用保険の適用が非正規に拡大されるというかたちで早速実現され、あるいは、職業能力開発施策に向けた工程表が厚生労働省で早速つくられたことは非常に高く評価しております。また、年金については、これはまだ審議中ではございますけれども、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引き上げは、ぜひ成立してほしいと思っているところですけれど、これもほぼ成立しつつある。

またこれも報告書の中で述べたことですが、その中で基礎年金の最低保障機能、年金の最低保障機能は強調したところでございますので、これについても検討すると盛り込まれたことはとても評価できると思います。

ただし、これはちょっと注文というか、もしここで決めていただければそうしていただきたいなとも思います。これは事務方としてはこういう書きぶりにならざるをえないのかなとは思いますが、タイトルのことです。つまりここで社会保障国民会議報告の実現に向けた成果というものの1が、中期プログラムにおける社会保障の機能強化の工程表で、2が、その他の分野における改革の進捗と書いてあるんですね。私は主にこの、その他、の部分のところの成果もかなり評価しているものですから、別にひがんでいるわけではないですけれども、自分が担当した分野が、その他、というふうに書かれていると、

ちょっと何か違和感があるので、お願いしたいわけです。

例えばここに書かれているのは2つとも雇用の話ですから、例えば雇用の分野における改革の進捗などとしていただくとか。あるいはそこまでちょっと雇用を持ち上げるのはいかなものかということであれば、中期プログラム以外の分野における改革の進捗とかしえていただきたい。その他、という表現よりはできれば変えて頂きたい。それはその他なんだからしかたないと言われれば別ですけども、ちょっとここで皆様の合意が得られれば書きぶりを変えていただきたいなと思っております。これがお願いの第1点です。

それから、2つ目のお願いは、これも私どもが特にこの懇談会になってからさらに強調したところでございますが。先ほど川本参事官も言われたエビデンスベースドといいますか、さまざまな施策を客観的な資料に基づいて評価していくということを進めるべきだということが幾つか具体化したということは、私は非常に高く評価されるべきだと思います。特に能力開発について、これは厚生労働省の能開局には大変な作業をさせてしまったかもしれないんですけども、あのような作業をしていただいて、一定の条件のもとでそういうエビデンスを示していただいたということは非常に重要だと思います。

特にこの能力開発については、先ほどございましたように、特に能力開発の収益というのは個人的な収益と同時に社会的な収益もあるわけですから、とりわけ政策を進める上で社会的な収益というのがどうあるかということ、これはこの間の計測でもしていただいた部分でございますけれども、さらに強調して引き続き分析をしていただくと良いのではないかなと思います。

それから、介護の部分についても、これはもうはっきりとエビデンスを2つの部分に分けて分析していただくということがここで書かれたのは良いと思います。つまり、介護報酬の引き上げ等が、まず労働条件の引き上げに本当に役に立ったかどうかというのを検証していただく。と同時に、もう1つは、もし労働条件の引き上げに役立ったとしたら、それが介護サービスの質の向上にどれだけ役に立ったか。最終的には大切なのはこの介護報酬の引き上げが介護サービスの質の引き上げにどういうふうにつながっていくか。その中間項として非常に重要なのが労働条件だという、この関係が、特にエビデンスを積み上げる中でクリアになっていくということが私は大切だと思っております。

それから、最後の、社会保障制度への信頼醸成と国民合意の形成というところで、3つ目のお願いです。まさにここで書かれているように、例えば初等中等教育等のところからやはりこの社会保障制度についての正しい認識を国民に共有していただくということが大切だと思います。

特にひとつはまず社会保障制度の意義ですよね。意義というのは単に助け合いとかいうだけではなくて、歴史的に見たときに何でこれだけ日本人の寿命が伸びたのか、あるいは多くの人々が老後悲惨な状況に陥らずに生活することができるのか。そういったことも含めて、社会保障制度の、これもエビデンスだと思いますけれども、社会に与えたプラスのインパクトをきっちりと理解してもらおう。

と同時に、状況が変わってきた中で、つまり人口が例えばピラミッド型の人口構造のもとでつくられた社会保障制度が、人口構造が逆ピラミッドに近くなってくるとどういう問題を発生させ、そしてどのような改革が必要になっているのかという、その社会保障制度の意義とかプラスの面と、同時に今抱えている問題、あるいは国民がこれから選択しなければいけない課題、これもしっかりと認識してもらう。

その上で、先ほど大森先生が言われたように、これは今までも何度も議論していますが、強いるとか負担をお願いするとかというのは本来おかしいわけで、これは国民がどういう制度を選択するか。つまり、負担と給付というのは別に政府が負担をお願いしたり強いたりしているわけでもないわけで、国民がこれこれの給付を必要と思えばそれなりの負担をしなければいけないというふうに変換するし、負担をするのが嫌ならば給付も我慢しますという選択をするということです。そういう視点をもっとクリアに。つまり、国民の皆様どのような選択をなさいますかというスタンスをうちだす。もちろんあまり無責任な態度に見られてはいけないんですけども、やはり最終的には給付と負担というのは国民が選択すべきものであるということは、もう少しはっきりさせてもいいのかなと思います。

大森先生が言われたように、私もこの負担を強いるとか、あるいは政治家の方がときどき、負担をお願いする以上は我々もどうか、言われるのはおかしいと。別にお願しているわけじゃなくて、どういうのがいいですかという提案だと思うのです。だから、ちょっとその辺、大森先生が言われたことに私も触発されて、これは国民の選択なのですよということを最終的にはクリアにしたほうがいいかなと思いました。

以上です。

○吉川座長 最後に私からも数点発言させていただきます。

1つは、阿藤先生おっしゃった少子化対策がプレイアップされたこと。国民会議のときにはたしか第3分科会というのがまず最初にけしからんと。何で第1、第2、第3があって家族政策、少子化対策が3番目なんだと。いつもこれだと困るじゃないかというご発言が分科会の先生からありました。私がたしか、野球で1番バッターと3番バッターとあって、いつも1番のほうが3番バッターよりも立派ということもないじゃないかなんてつまらないこと言った記憶があります。この半年で、阿藤先生よくご存じのとおり、大分さらに社会的な認識が深まったといいますか、やはり若い世代への応援というのが大事だということになってきたと思います。

それで、ここにいらっしゃる委員の先生方はよくご存じのことではありますが、本日私の名前で資料を提出しました。これは2枚目を先に見ていただき、各国の家族関係社会支出対GDP比で見ますと、アメリカは低いわけですが、ほかの国に比べて日本は低い。これは対GDP比ですので、いわゆる国民負担率が日本は低いわけですから、低くて当然ということかもしれません。

1枚目に戻っていただきますと、これは今度分母としてそれぞれの国での社会保障関連

給付全体、これが分母になっている。その絶対的な大小は調整されて、社会保障関連給付全体の中でいわゆる家族分野への支出がどのぐらいの比率になっているか。これもここにいらっしゃる先生方はよくご存じのことですが、こうした比率を見てもやはり日本は非常に低いということですから、世界で一番少子化が進んでいる日本では、やはりこの分野にももう少しリソースを注入するべきではないか。この報告書でも言っていますが、私も個人的にそう思います。

1つだけ、先ほど阿藤先生からも若干言及がありました。報告書の5ページ目で、一番下、中期プログラムにおいて述べられている社会保障の費用の区分経理というところです。他の社会保障の費用とは別に区分することも考えられるのではないかということについては、この報告書との関連で、私は若干リマークさせていただきたいと思います。ここでの趣旨は、他の社会保障とさらに区分経理とかそういうことを言っているのではないというふうに私は理解しております。この社会保障の中で、いわば高齢者等とは別に特別の配慮をしてもいいのではないかというそういう意味合いだというふうに私は理解していますので。ここも何人かの先生方から文言のようなことについてコメントが出ておりますので、後ほどちょっともう一度事務局とも相談させていただきたいと思います。文章の趣旨は私ははっきりしていると思っておりますが、そういうことを1つ指摘させていただきます。

それから、第2点目です。幾つかこの報告書に書かれていて事務局からもご説明があったことです。やはり大きな考え方として、いわゆる措置ということではなくて、多様な選択を許すようなサービスの提供を考えるべきだというのは先ほど事務局のご説明にもありましたけれども、私もそのとおりだと思います。結局、うまいそば、うまい寿司を定義してみろといっても、これは言葉で定義していても神学論争になってしょうがないわけです。しかし、それでも明らかに差があります。それは消費者が選択しているわけですから。やはり消費者、ユーザーの選択というものがもっと重視されていいのではないか。

それから、3番目ですが、ただし野放しでいいということではなくて、先ほどこれも事務局から株式会社の参入というようなこととの関連で、破綻処理について配慮すべきだと。つまり、社会保障関連のサービスを受けている人たちが、提供者が破綻した場合、突然いわば放り出されるというのではこれは困る。これはそのとおりです。スムーズな経過というのを担保すべきだと思います。

その点に関しては、今後政府全体で少し考えてみる必要があるのではないか。つまりは社会保障を越えてです。といいますのは、こうした問題というのはいろいろなところに関係するわけです。例えば最近でも語学学校の破綻なんかでそういう問題が出ました。それぞれ所管する官庁も違うということで、そうした問題を解決するために消費者庁というのが設置されたというふうに私認識しています。もとより、直ちに社会保障関連のそうした今事務局の説明にあったような問題を消費者庁が担当するのがいいのかどうか、それはわかりません。しかし、これもユーザー、消費者の目線からいろいろなトラブルが、窓口ができるだけ一元化していてわかりやすいというのは、大変重要なことだと思っています。

この社会保障について、とにかく一方ですできるだけ選択肢を許すような制度改革を進めると同時に、問題が起きたときには可及的速やかに処理する。また、消費者のクレームがしかるべく伝達されるということが大事だと思います。そうした制度をどういうふうを考えるのか。社会保障の枠の外をも視野に入れながら考えられてもいいのかなというように思いました。

以上でございます。

いかがでしょうか、ほかの先生方も一言ぐらい発言したいというようなことがございますか。よろしいですか。

では、本日内閣府初め各府省、厚生労働省、文部科学省の方に来ていただいていますので、大変恐縮ですが、もしございましたら一言ということをお願いします。特段なければ結構ですが。内閣府の審議官からご発言いただけますでしょうか。

○山田大臣官房審議官 内閣府の山田でございます。少子化の關係に携わっておりまして、阿藤先生もおっしゃいましたけれども、少子化についてこういう形で位置づけをさせていただいて、ありがとうございます。我々も小渕大臣のもとで、ゼロから考える少子化PTというのを今年の1月からやっておりまして、勝間先生のような非常に発信力のある方を委員に選んで6カ月間やってきたんですけれども、やはりこういうことを言うていくときに、発信力のある形で国民に訴えていくことが非常に重要だと思いますので、そういう意味でもこれからいろいろな形で一緒に考えてやっていきたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○草野職業能力開発局長 職業能力開発局長の草野でございます。私どものところでは訓練の效果について簡単な検証をさせていただきましたけれども、引き続きやはりエビデンススペースで職業訓練の效果を図っていくということが重要だと思ひておりますので、離職者のみならず、できれば在職者も含めてやっていきたい。非常に難しい問題でございますが、アドバイスをいただきながらやっていきたいと思ひます。

また、今回の補正予算で、7,000億円の「緊急人材育成・就職支援基金」を創設しましたが、そのうち5,000億円弱が能力開発關係でございまして、かつてない規模の訓練を行うことになっております。そういう意味でも、この基金を効果的に使う、かつ評価していくということが非常に重要になってくると思ひますので、ご指導いただきながらやっていきたいというふうに思ひております。

○間杉政策統括官 社会保障担当の政策統括官でございます。本日は国民會議後の成果ということで一定のご評価を賜りましたこと、それからさらなる改革というふうなことで大変大事なそれぞれの視点をちょうだいしたというふうに考えてございます。

それで、年金につきましては、今日もお話ございましたけれども、基礎年金国庫負担割合2分の1法案は、現在国会でご審議いただいているところです。言ってみますと、これは16年改正の最後の残された宿題みたいなものでございます。さらにご指摘もございましたような最低保障機能というふうな、基礎年金の機能論ということこれから1つの大き

なテーマとして議論していかなくちゃいかなというふうに考えている次第でございます。

それから、医療・介護につきましてもご指摘をいただきまして、これから私どものほうでも今度は医療保険の診療報酬改定の時期をこれから迎えてまいります。夏以降、具体的な詳細な検討に入っていくわけでございますが、急性期の医療に人を、資源を投入をするというふうな視点、それから、介護との連携、そういったところを視野にすえて検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○磯谷児童生徒課長 文部科学省の児童生徒課長の磯谷と申します。きょうは局長、審議官が国会対応で出席できず失礼いたしました。

私のほうからは2点ありますが、最初に、少子化対策に非常に光を当てていただいたことに対して、心から御礼申し上げます。

それから、能力開発に関連いたしましては、ただいま中央教育審議会で職業教育、キャリア教育についての議論をしていただいております。そこでは当然経済産業省、厚生労働省の方にも来ていただいているいろいろ議論しております。先ほど清家委員がおっしゃったようなことも踏まえてさらに、例えば大学における職業教育の在り方みたいなことについても真剣に今議論しているところでございます。

第2点目は、私どもが担当しておりますのが児童虐待の関係でございます。前回の会議で徳久審議官のほうからもご説明申し上げましたけれども、最近では児童虐待問題に対する教職員の意識啓発と対応スキルの向上を図るため、教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」のCD-ROMを作成・配布するなどして研修についても非常に力を入れておりまして、本懇談会の報告書（案）でございましたことも十分踏まえましてしっかりしていきたいと考えております。

先ほどエビデンスベースドという話もございましたが、特にスクールソーシャルワーカーについては、例えば、スクールソーシャルワーカーを配置している大阪府のある市において、2、3年ぐらいで不登校の数が減ったというような効果もみられますので、そうしたことを踏まえつつ、政策を充実していきたいと思っております。

ありがとうございました。

○吉川座長 どうもありがとうございました。

それでは、何人かの先生方から技術的な文言、語句について若干こういうふうに変えたらどうかというようなご指摘もいただきましたので、その点につきましては私座長と事務局にお任せいただいてよろしいでしょうか。基本的にはこの報告書、委員の先生方にご了承いただいたということで、これを最終報告というふうにさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

（手 交）

○吉川座長 それでは、ごあいさつをいただきます。

○松本官房副長官 官房副長官の松本でございます。報告書のとりまとめに当たり、ごあ

いさつを申し上げます。

社会保障制度の在り方は、国民生活の基本をなすものであり、国民の関心が極めて高いことは言うまでもありません。昨年1月の第1回社会保障国民会議以来、吉川座長を初め、清家先生、大森先生、阿藤先生におかれましては、ご多用の中にもかかわらず、あるべき社会保障の将来像について審議を重ねてこられましたことに改めて敬意を表するものでございます。

今回の報告書は社会保障国民会議の提言の実施状況を総括するとともに、さらなる改革の前進に向けて、新しい子育ての支援制度の在り方、職業能力開発の機能強化、介護人材育成戦略、子どもを守るセーフティネット機能の強化、社会保障制度への信頼醸成と国民合意の形成という、重要な論点についてご提言をいただきました。

これらは、先日吉川座長が中心メンバーとなりましてとりまとめていただいた安心社会実現会議報告に示された、人生を通じた切れ目のない安心保障を形あるものにするための貴重な提案でございます。

我々はいただいた提案を真剣に受け止め、例えば職業能力開発行政の強化や、児童虐待防止対策などについては政府の基本方針2009に明記することとしております。

これからはいただいた報告書を実行に移していかなければなりません。先日の経済財政諮問会議では、総理指示により、安心と活力を実現するための社会保障の機能強化を前倒しで先行実施することが当面の最優先課題として決定されました。

社会保障制度改革のための討議と合意形成はまさに政治の役割であります。広く国民の皆様のご合意を得られるように頑張ります。

先生方には引き続きお力添えをいただけますようお願いを申し上げ、ごあいさつとします。

ありがとうございました。

○吉川座長　どうもありがとうございました。

それでは、3人の先生方とは昨年1月の国民会議以来1年半、事務局ともども一緒にボート漕がせていただきました。本日のこの懇談会というのは国民会議の第2段ロケットということだと思います。1段ロケット、2段ロケットで、私、日本の社会保障制度について世論を十分喚起して一石を投ずることができたと思っております。これも先生方のご尽力のおかげだと思っております。事務局の皆さんともども本当に感謝しております。

懇談会、それでは、これで閉会ということにいたします。

どうもありがとうございました。

結果につきましては、向井参事官からプレスリリースをお願いします。